

群馬県診療放射線技師会の事業再開に向けたガイドライン

2020年11月30日一部改定

2020年11月28日から、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の警戒度が3に移行したことに伴い、群馬県診療放射線技師会では事業再開に向けたガイドラインを改訂いたしました。会員の皆様は、内容について十分理解の上、行動してください。

なお、本ガイドラインは、感染状況および国や県等の対応により、適宜修正を行うことといたします。

目次

1. 講習会等受講時における留意事項（受講者用）
2. 講習会等実施時の留意事項（講師・主催者用）
3. 施設管理上の留意事項
4. 講習会等実施基準

1. 講習会等受講時における留意事項（受講者用）

(1) 重点事項

- 「三密」（密閉・密集・密接）の防止。特に、身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。
- 複数名で密集した会話をしない。
- 手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底する。

(2) 日常生活

ア 共通事項

- ・ 発熱や風邪症状がある場合は受講しない。
- ・ 毎日体温を測り、「行動記録票（様式1）」へ記入し、健康管理する。
- ・ 受講する際は、「行動記録票（様式1）」を携帯する。
- ・ 施設や自治体等が作成した「行動記録票」に準ずる様式への記載をもって代用することもできる。
- ・ マスクの着用や手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底する。
- ・ 必要に応じてティッシュペーパーやゴミ袋は各自で準備する。
- ・ 受講者同士等の身体的距離（1～2m）の確保を徹底する。
- ・ 施設内すべての場所において、複数名で密集して会話をしない。
- ・ あらかじめ、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application等をインストールし、感染者発生時に備えることが望ましい。

イ 飲食を伴う講習会

- ・ 窓は開けておくなど、頻繁な換気に努める。
- ・ 指定の場所以外での飲食はせず、座席は対面とならないよう注意する。

- ・会場等のテーブルの位置や椅子の位置を許可なく変更しない。
- ・同じ向きで食事をし、近距離での会話は控える。
- ・エレベーターはできる限り利用しない。

ウ 講習会等を受けるとき

- ・受付で検温を行う。
- ・「健康状態申告書（様式2）」を提出し、健康状態を申告するとともに感染者発生時には、保健所等の調査に協力する。
- ・講師・主催者との身体的距離（2 m以上）、受講者同士の身体的距離（1～2 m）の確保を徹底する。
- ・定期的な換気（30分に1回程度）を実施（係員の呼びかけに協力）する。
- ・講習中はマスクを着用する。
- ・会場入退出時に手指の消毒を実施する。

2. 講習会等実施時の留意事項（講師・主催者用）

（1）重点事項

- 講師・主催者と受講者、受講者同士の身体的距離を確保する。
- 感染防止の観点から、受講者の着席状況の確認をする。
- 講習前に受付にて、受講者の発熱、風邪症状の有無を確認する。

（2）目的別留意事項

ア 「三密」環境の徹底排除

- ・講師と受講者の身体的距離（2 m以上）を確保する。
- ・受講者同士の身体的距離（1～2 m）を確保する。
- ・講師・主催者は講習前、講習中（30分に1回程度）、講習後に換気を指示し、実行を確認する。
- ・受講者に対し行う質疑において、発声を伴う回答は、できる限り回避する。
- ・トイレ休憩を入れる場合は、トイレ内で過密にならないように休憩時間を十分に確保する。

イ 衛生面や健康面の管理徹底

- ・講師・主催者は講習開始前に、受講者への発熱等体調確認、マスクの着用指示、入室前の手洗い・手指消毒実施の確認を行う。
- ・37.5℃以上の人入室させない。
- ・37.5℃以上なくても、咳・くしゃみ・咽頭痛・全身痛など感冒様症状あるいは息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさのある人は入室させない。
- ・同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症の疑いがある人は入室させない。
- ・新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者と濃厚接触のある人は入室させない。
- ・1カ月以内に海外渡航歴のある人は入室させない。
- ・講習中は、講師・主催者、受講者ともマスクを着用する。

- ・マイク・PC（マウス）の使い回しは避ける。使い回す場合、講師が変わったら消毒する。マイクの消毒法については施設に確認する。
- ・会場入退出時は、講師・主催者、受講者とも手指の消毒を実施する。

3. 施設管理上の留意事項

(1) 重点事項

- 施設内各所における人と人の身体的距離を確保する。
- 施設内各所における消毒等衛生対策を徹底する。

(2) 目的別留意事項

ア 「三密」環境の徹底排除

- ・「三密」とならないよう会場内の座席等の配置に配慮し、四方を空けるなど十分な身体的距離を確保する（1～2 m）。また、対面としないようにする。
- ・「三密」防止対策による座席数調整後の会場等の利用可能人数を把握・管理し、円滑な施設利用に配慮する。
- ・密閉空間防止のため、会場等の適切な換気実施について表示し、注意喚起する。
- ・排気窓の開放や換気扇の常時稼働、清掃時の窓の開放により、換気を徹底する。
- ・階段の利用を促し、エレベーターの使用を控えるよう表示により、注意喚起する。

4. 講習会等実施基準

(1) 実施の可否は以下ことを考慮して実務者会にて決定する。

- ・講師からの要請（基礎疾患等の健康上の不安等があった場合）
- ・施設からの要請（施設貸し出し制限等）
- ・群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の警戒度
- ・三密回避の可能性
- ・その他、必要な情報

(2) 実施の規模

講習会等の開催にあたっては、開催の時期にあわせて、以下に掲げる受講人数、収容率の範囲内とする。

表1 各警戒度の行動基準（講習会開催）

県ガイドライン の警戒度	屋内	屋外
3～1	10人	20人
	50人	100人
	100人	200人
	1,000人	
	5,000人	
	上限なし	

業種別ガイドラインの見直しを行い、必要な感染防止策が担保され、 感染防止上の取組が公表されている場合 (10月10日～)			
	大声での歓声・声援等	例	
収容率	ないことを 前提としうる	100%以内	クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演、式典、展示会等
	想定される	50%以内 (※3)	ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競 技、公演、ライブハウス等
人数上限	「5,000人」又は「収容定員の50%」の いずれか大きい方		

※1 地域の行事は、適切な感染防止策の下、実施可。

※2 全国的・広域的なお祭り、野外フェス等は、中止を含めて慎重に検討。

※3 異なるグループ間で1席開け、同一グループ（5人以下）内では座席間隔を設けなくともよい。

※4 業種別ガイドラインの見直しを行わず、必要な感染防止策が担保されない場合は、従前どおり、収容率[屋内：50%
以内、屋外：十分な間隔]、上限人数[5,000人]のいずれか小さい方を上限とする。

出典：「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）

群馬県立県民健康科学大学 多目的ホール（収容認数 100～120 名）を使用する場合の具体例を以下に示す。

表 3 施設使用時の具体例

警戒度	受講者数	行動基準
4	—	開催不可
3	50	収容率 50%以内
2	50	収容率 50%以内
1	50	収容率 50%以内

様式 1

行動記録票								
								氏名：
曜日	日付	体温(°C) 上段：朝 下段：夕	時刻	場所	行動歴/接触歴	状況 (活動内容、他者との接触状況、イベント規模、体調不良者の有無等)	同行者氏名	備考
記載例	4/10	36.5 36.6	9時～12時 13時30分～ 17時頃	①〇〇駅近くのXXライブハウス TEL：000-000-0000 ②△△県△△市 ③□□県◇◇町	①所属する営業2課の同僚とライブへ参加 ②〇×観光バスで移動 TEL：999-999-9999 ③△△駅前で風症状のある友人(〇〇氏)と接触	①観客約300人、スタンディングで密集。 ②家族(妻、子供2人)を含めバスには20人程度で、乗客に体調不良者あり。 ③マスクの着用なしで30分ほど立ち話をした	①〇×部長、△□主任 ②〇〇太郎、□□花子、△△次郎	
月	/							
火	/							
水	/							
木	/							
金	/							
土	/							
日	/							
月	/							
火	/							
水	/							
木	/							
金	/							
土	/							
日	/							

様式2

一般社団法人 群馬県診療放射線技師会

記入日時

月 日 時 分

健康状態申告書

重要：本書に記入の個人情報は、新型コロナウイルス感染に対する予防及び拡散防止のためだけに利用します。記入・提出されたことにより、このことに同意していただいたことといたします。

住 所	市・郡 町・村		
緊急連絡先	— — ※固定・携帯電話どちらでも可		
氏 名	発熱・咳・全身倦怠感等の感冒用症状	頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害	感染流行地域への14日以内の訪問歴
	あり・なし	あり・なし	あり・なし

お願い

1. 収集した個人情報は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはいたしません。
2. 受講者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いいたします。
3. 濃厚接触者になった場合は、14日間を目安に自宅待機をお願いすることがありますので、あらかじめご了解ください。
4. この申告書は、1ヶ月を目途に適切に廃棄いたします。